(参考)被災給食施設における活動

(1) 災害対応マニュアルの整備

様式4

- ア 各施設内の災害対応マニュアルに食事提供に関する事項を位置付ける。
- イマニュアルは施設全体で共有する。
- ウマニュアルに基づく訓練を定期的に実施し、必要に応じて内容を見直す。

(2) 備蓄食品等の整備

- ア ライフラインや通常の食材流通ルートが正常に機能しない状況を想定し、施 設の利用者の特性に合わせた食品を最低でも3日間分、備蓄する。必要に応じ て、職員用の備蓄も検討する。
- イ 食の要配慮者についても対応できるよう、特別用途食品等も備蓄する。
- ウ 普段使用している食品のローリングストックや地域の状況に合わせた流通 備蓄の活用を必要に応じて検討する。
- エ 適切なエネルギー及び栄養素量が補えるように非常時用献立を作成する。
- オ 食事を提供するために必要な物品(カセットコンロ、調理器具、食器、箸、 スプーン等)を備蓄する。
- カ 備蓄食品の保管場所は、災害時に取り出しやすい場所にする。分散して保管 する方法もある。
- キ 備蓄食品の保管場所には、非常時用献立や1食分の使用目安量、提供方法等 を掲示する。
- ク 備蓄食品は、保存期限に対応して計画的に更新し、内容(種類、量、形態) や提供方法を必要に応じて見直す。

(3) 外部との連携体制の整備

ア 施設内だけでは対応困難な場合に備え、地域の災害発生時の連絡体制を確認 する。

【連絡先の例】

系列施設、近隣施設、所属する各団体、管轄市町や保健所等

【行政情報システム例】

EMIS (Emergency Medical Information System) (正式名:広域災害・救急医療情報システム) ※医療機関には機関コードとパスワードが機関等ごとに付与されている。社会福祉施設等被害状況確認システム等

- イ 系列施設や近隣施設相互間の応援協力体制を構築し、災害時における食料や 人材(栄養士、調理師等)の確保や平常時に近づけた食事提供ができる体制づ くりにつなげる。
- ウ 災害時対応に関する研修会や情報交換会等へ参加し、知識の向上を図る。

※各フェーズで対応できなかった事項は、引き続き次フェーズで実施する。

(1) 状況把握と状況報告

様式 21

ア 次の項目等について他部署と情報共有しながら把握する。

- ・ライフラインの状況(電気、ガス、水道等)
- ・食材、備蓄食品や物品の状況
- 施設や調理室の損壊状況
- ・食事の配膳のルート (エレベーター等)
- ・通信手段(電話、パソコン、FAX等)
- ・系列施設、近隣施設等の状況や地域の状況
- イ 行政情報システム(EMIS、社会福祉施設等被害状況確認システム等)にて状況 報告を行う。

(2) 備蓄食品等を活用した食事提供

- ア 被害状況に合せて非常時用献立の活用又は提供可能な献立を作成し、食事提供に努める。
- イ 冷蔵庫や冷凍庫内の在庫食品も使用可能であれば活用する。
- ウ 食材業者へ納入の可否を含めて連絡を取り、状況を把握する。

様式 22

エ 食事を提供した場合、必要に応じて災害時用給食日誌に記録する。

様式 23

(3) 支援要請

物資や調理従事者等の人材が自助で対応できない場合、系列施設や近隣施設との相互支援で対応する。

(1) 状況把握と情報報告

ア フェーズ 0 に引き続き、次の項目等について把握する。

- ・ ライフラインの状況(電気、ガス、水道等)
- 食材、備蓄食品や物品の状況
- ・ 施設や調理室の損壊状況 給食の早期平常化に向け、調理器具の破損修理、ガス管、水道管等を含む 点検を行い、修理計画を検討する。
- 食事の配膳のルート (エレベーター等)
- ・ 通信手段(電話、パソコン、FAX等)
- 系列施設、近隣施設等の状況や地域の状況
- イ フェーズ 0 から状況が変わった場合は、行政情報システム(EMIS や社会福祉 施設等状況確認システム等)を更新する。

(2) 備蓄食品等を活用した食事提供

フェーズ 0 に引き続き、被災状況に合わせて食事提供に努める。また、適温での提供ができるよう配慮する。

(3) 支援要請

フェーズ0に引き続き、自助や系列施設や近隣施設との相互支援で対応する。

(1) 食事の提供

- ア 喫食者の健康状態の把握と対応
 - ・施設内関係職員と連携を図り、喫食者の健康状態を把握し、対応が必要な場合 は早急に行う。
 - ・災害の復旧状況に応じた食事提供に努め、徐々に通常の食事に近づける。
- イ 通常の食事提供の再開に向けた調整
 - ・通常の食事提供の再開に向け、ライフラインの復旧状況の把握、食材納入ルートの確認、調理従事者の調整等を行う。
 - ・設備や調理器具についても再開のための点検を行い、必要に応じて修理計画の 検討や修理の依頼を行う。

(2) 支援要請

フェーズ1に引き続き、自助や系列施設や近隣施設との相互支援で対応する。

(1) 食事の提供

ア 喫食者の健康状態の把握と対応

フェーズ2~3に引き続き、施設内関係職員と連携を図り、喫食者の健康状態を把握し、対応が必要な場合は早急に行う。

イ 通常の食事提供の再開における必要な調整 設備や調理器具について、長期的に修繕が必要な場合は計画的に行う。

(2) 災害対応マニュアルに基づく対応の検証

災害対応マニュアルに基づく対応を検証し、必要に応じて内容の見直しを行う。